

# 地方税法施行令の一部を改正する政令について

## 1 事業所税の概要

人口 30 万以上の都市等が、道路・上下水道・学校・病院等の整備・改善の費用に充てるため、事業所等において事業を行う者に対して課する目的税

課税団体：76 団体（平成 23 年 1 月 1 日現在）

東京都（区部）、政令指定都市、首都圏・近畿圏の特定の市、  
その他人口 30 万以上の市で政令で指定するもの

税 率：「資産割」（事業所床面積） 600 円 / m<sup>2</sup>  
「従業者割」（従業者給与総額） 100 分の 0.25 } 合計額を事業者が納税

免税点：「資産割」（事業所床面積） 1,000 m<sup>2</sup>  
「従業者割」（従業者数） 100 人

税 収：3,227 億円（H20 年度決算額）

## 2 政令改正の内容

地方税法において、人口が 30 万以上である市を、事業所税の課税団体として政令で指定することとされている（地税法 § 701 の 31 八、地税令 § 56 の 14）

合併特例法において、合併により新たに人口が 30 万以上となった場合は、事業所税の課税団体の指定を原則として 5 年間行わないこととされている（旧合併特例法 § 10 ）

群馬県高崎市について、新たに人口が 30 万以上となった合併から 5 年を経過したため、事業所税の課税団体として指定するもの（地税令 § 56 の 15 を改正）

【高崎市：平成 18 年 1 月 23 日合併】

今回の指定により事業所税の課税団体は 77 団体となる

## 3 日 程

政 令 公 布：平成 23 年 1 月 28 日（金）

高崎市における事業所税の適用関係は以下のとおり（地税令 § 56 の 83 ）

法人の事業：平成 23 年 7 月 1 日以後に終了する事業年度分から  
個人の事業：平成 23 年分から